

総務常任委員会

平成17年11月21日（月曜日）

付議事件

《付託議案》

- 議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第33号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 議案第39号 財産の取得について

出席委員（15名）

委員長	神子 功	副委員長	高木 武雄
委員	羽田 清太郎	委員	菱木 勘兵エ
委員	岩崎 好治	委員	嶋田 茂樹
委員	林 俊介	委員	齊藤 勝昭
委員	平野 浩	委員	日下 昭治
委員	大久保 源一	委員	佐藤 章吾
委員	内田 芳助	委員	高木 寛
委員	伊藤 房代		

欠席委員（3名）

委員	加瀬 実	委員	鈴木 正道
----	------	----	-------

委員 高野 宇一郎

委員外出席者（なし）

説明のため出席した者（32名）

助 役	重 田 雅 行	総 務 課 長	増 田 雅 男
新 市 行 政 推 進 室 長	加 瀬 博 夫	秘 書 広 報 課 長	平 野 哲 也
企 画 課 長	加 瀬 正 彦	財 政 課 長	高 埜 英 俊
税 務 課 長	江ヶ崎 純 敏	市 民 課 長	小 長 谷 博
海 上 支 所 長	木 内 孫 兵 衛	飯 岡 支 所 長	佐 久 間 俊 雄
干 潟 支 社 長	木 内 國 利	会 計 課 長	遠 藤 純 夫
消 防 長	佐 藤 眞 一	監 査 委 員 長 監 事 務 局 長	花 香 寛 源
そ の 他 担 当 員	18名		

事務局職員出席者

事 務 局 長	来 栖 昭 一	主 任 主 事	飯 田 裕 紀 子
主 任 主 事	飯 笹 浩 一		

開会 午前10時00分

○委員長（神子 功） おはようございます。

本日はお忙しい中、大変ご苦勞さまでございます。

ただいまの出席委員は15名、委員会は成立いたしました。

それでは、ただいまより総務常任委員会を開会いたします。

初めに、執行部を代表して重田助役よりごあいさつをお願いいたします。

○助役（重田雅行） 皆さん、おはようございます。

朝早くからご苦勞さまでございます。

総務常任委員会の開催にあたりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

本日、当委員会にお諮りいたします案件は、議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてをはじめ、特別職の職員、教育委員会教育長、一般職の職員につきまして、それぞれの給与に関する条例の改正案が4件、さらに八日市場市と野栄町の合併に伴いまして、東総地区広域市町村圏事務組合の規約の改正について議決をいただく案件、さらに財産の取得に関する案件、合わせて6件でございます。

議会の冒頭に市長の方からご説明いたしましたとおり、一般職の職員の給与等の改正条例案につきましては、人事院勧告並びに千葉県人事委員会勧告の趣旨に沿った所要の改正を行うものでございまして、議員の報酬、特別職の職員及び教育委員会教育長の給与条例の改正案につきましては、一般職の職員の給与改定に合わせてそれぞれ改正をするものでございます。その他の2件の案件につきましても、議会の冒頭にご説明申し上げたとおりでございます。委員の皆様には、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

簡単ですけれども、あいさつといたします。

○委員長（神子 功） どうもありがとうございました。

議案説明のため、助役、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（神子 功） ただいまから、本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る11月9日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第33号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、議案第39号 財産の取得についての6議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

議案審査のうち、議案第32号から議案第35号までについては関連の議案でございますので、総務課長は一括して説明をしてください。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） 議案第32号から35号につきましては、本会議で一括補足説明したとおりですので、別にございません。

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第32号から議案第35号までについて質疑がありましたらお願いいたします。

高木委員。

○委員（高木武雄） 議案第35号について少しお尋ねをしたいと思います。

この附則によりまして、4月から6月まで一般職の給与がもう既に合併前の旧市・町それぞれに支払われていますけれども、附則では、この間の質問の答えで遡及ではなく調整だというお話なんですけれども、さかのぼって12月の期末手当で引かれるというようなことでよろしいでしょうか。

というのは、4月から6月までの給与は、既になくなった自治体が支払っているものなんですけれども、これは条例上きちんと支払われるというか、要するにとられている、平易な言葉でいいますと遡及されるわけなんですけれども、それは可能なかどうかということですね。その点をお聞きします。

それからもう一つ、前のページの給与表なんですけれども、5級が俗に言う青天井で49号までありますけれども、これも最初の質問のときに県の給与表に準拠してというようなお話だったんですけれども、そのとおりなのかどうかということもお聞きします。

以上、2点についてお願いします。

○委員長（神子 功） 高木委員の質疑に対し、答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（増田雅男） それでは、1点目の質問にお答えいたします。

4月から6月までは旧市・町の職員のことですが、それと遡及という言葉なんですが、あくまでもこれは調整でございます。議案質疑のときに本会議でも申し上げましたが。

それで、新旭市の職員は、そのいずれもが旧市・町から引き続き地方公務員としての身分を有している者であり、7月1日交付の新旭市の給与条例附則第9号に経過措置として、新市設置の日の前日までに合併前の条例によりなされた給与に係る処分、手続きその他の行為等は、それぞれのこの条例の相当規定よりなされた給与に係るものとみなし、期間は通算すると規定してあります。別にこれは違法とは言えないものであります。

ただ、高木委員さんがおっしゃいましたように、私どももその辺はどうなのかなということで、この条例を作成するときに県の方の指導を仰いだわけでございます。当市は7月1日からでもいいんじゃないのかなと思いましたが、やはり先ほど申し上げましたように、そのまま身分を有している者でありますので、このような措置を行ったわけでございます。

それから、2点目が5級の関係でございますが、これも議案質疑の方で申し上げましたけれども、県の給与表を使っておりますが、職員の構成が違うので県と同じにはならないと、このようなことでございます。

以上です。

○委員長（神子 功） ほかに質疑はありませんか。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第32号から議案第35号までについての質疑を終わります。

続いて、議案第37号について、企画課長は説明をしてください。

○企画課長（加瀬正彦） 議案第37号につきましては、上程時に補足説明してございまして、本日補足する部分はありませんので、よろしく願いいたします。

○委員長（神子 功） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。

（発言する人なし）

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第37号の質疑を終わります。

続いて、議案第39号について、財政課長は説明をしてください。

○財政課長（高埜英俊） 特にございません。よろしく願いいたします。

○委員長（神子 功） 特にないようですので、質疑がありましたらお願いいたします。
(発言する人なし)

○委員長（神子 功） 特にないようですので、議案第39号の質疑を終わります。
以上で、付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

○委員長（神子 功） これより討論を省略して各議案の採決を行います。

議案第32号 旭市議会の議員の報酬及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定
について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第32号は原案どおり可決いたしました。

議案第33号 旭市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第33号は原案どおり可決いたしました。

議案第34号 旭市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（神子 功） 全員賛成。

よって、議案第34号は原案どおり可決いたしました。

議案第35号 旭市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、
賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長（神子 功） 賛成多数。

よって、議案第35号は原案どおり可決いたしました。

議案第37号 東総地区広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東総

地区広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(神子 功) 全員賛成。

よって、議案第37号は原案どおり可決いたしました。

議案第39号 財産の取得について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長(神子 功) 全員賛成。

よって、議案第39号は原案どおり可決いたしました。

以上で、本委員会に付託されました各議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(神子 功) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

○委員長(神子 功) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある課長は、随時報告をしてください。

(「なし」の声あり)

○委員長(神子 功) 特にないようでございますので、所管事項の報告を終わります。

○委員長(神子 功) 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて、本委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前10時12分

旭市議会委員会条例第30条第1項の規定により署名する。

旭市議会総務常任委員会委員長 神 子 功